官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務二五三）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二五四～二五八）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一四六～一一六一）　四
○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件（国土交通一〇四五、一〇四六）　五
○船舶安全法の規定に基づき、整備規程を認可した件（同一〇四七）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二〇七～二一〇）　五
〔国会事項〕
カジノ管理委員会　新潟県　岐阜県　愛知県　山口県　福岡県　沖縄県　広島市　五
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　六
登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局）　六
法務
公証人任免（法務省）　六
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　六
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土地理院）　六
保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁告示配一三）　六
銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（同四）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一一六）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一一七）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他

その他告示

○外務省告示第二百五十三号

令和八年七月二十二日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　加藤隆一在ギニア大使
世界食糧計画側　シリディオン・ウセングムレミ在ギニア事務所代表

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百五十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和七年一月十四日
旅券番号　ＭＪ四二三三九三

○外務省告示第二百五十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和七年一月十四日
旅券番号　ＭＪ四二三三九三

○外務省告示第二百五十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和七年一月二十三日
旅券番号　ＭＪ四三八一九四五

○外務省告示第二百五十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和六年七月二十二日
旅券番号　ＭＪ三六六五四二〇

○外務省告示第二百五十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和六年九月二十七日
旅券番号　ＭＪ三九二八七九七

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和